

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (滞在施設の旅館業法の適用除外、歴史的建築物に関する旅館業法 の特例について) (議事要旨)

(開催要領)

日時 平成 26 年 1 月 21 日 (火) 13:30~14:00

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長 ほか

<事務局>

(議事概要)

○藤原参事官 ヒアリングのほうを始めさせていただきます。急にまた厚労省の方々、おいでいただきましてありがとうございました。

急なお呼び出しになった趣旨も含めて申し上げようと思いますが、12月に御議論をこのテーマもさせていただいて、このテーマ以外もそうなのでございますけれども、要するに総理のほうからも明確に3月中に指定するというような、これは特区諮問会議でもそういった御発言がございまして、かつ政府の実行計画、今日閣議決定でございますけれども、その中でもまさに3月目途に指定をする。また、机のほうにございますけれども、11ページにもございますが、例の規制改革項目について政省令事項も含めて26年4月からの同法の本格施行に備えるということで政府決定、閣議決定を今日させていただく予定でございます。そのこともございまして区域指定の議論が、もう来月以降、具体的な地域のヒアリング等々も含めて始まっていく際に、さまざまな規制改革項目の中身が固まっていないと区域の議論にもなかなかなっていかないという事情もございまして、できるだけ早く中身を議論いただくということにしたいと思っております。

12月に少し期間のところなどでお互いの主張がまた幅がございましたので、そのあたりをできる限り埋めていただくような議論を今日できればということで急遽お呼びさせていただいたという趣旨でございます。座長のほうでよろしくお願ひいたします。

○八田座長 それでは、その後、御検討いただいたことについて伺いたいと思います。よ

ろしくお願ひいたします。

○依田課長 お世話になっています厚生労働省の健康局生活衛生課でございます。

八田座長、また事務局の藤原参事官初め、いつもお世話になっておりまして、年末にもいろいろ御指導いただきまして、御指摘いただいたことも含めまして本日御説明申し上げたいと思います。

1枚目につきましては法案の概要でございますので、前回も御説明申し上げたので割愛させていただきまして、主として前回、特に御指摘いただきました外国人滞在施設経営事業の滞在期間につきまして、2枚目に改めましてペーパーに起こさせていただいております。前回も紙にしっかり落として再度御説明ということもいただいております。

書いてございますが、1ポツ目でございますけれども、これは改めて申すまでもないことでございますが、旅館業法の趣旨、中身でございますけれども、不特定多数の方が入れ替わり宿泊する施設であるということで、公衆衛生の確保、また善良な風俗の保持という観点からの規制が行われております。厳しい構造設備の基準があり、また営業者には各種衛生措置が義務づけられております。また立地規制というか、周辺の学校等からの距離制限、また周辺住民、地域の方の御意見を聞くといったこと、宿泊者名簿への記載義務、また拒否の場合については罰則等が定められているということで、こうしたさまざまな規制の制約のもとに行われているということでございます。

他方、今回、国家戦略特区ということで国際的な経済活動の拠点にふさわしい外国人の滞在に適した施設の事業の促進に資するということで、外国人滞在施設経営事業と位置づけられておりますけれども、旅館業法の特例措置ということで、法律上、一枚目に書いてございますけれども、一定期間以上の滞在の要件を書いております。その趣旨といたしましては、公衆衛生の保持であったり、また善良の風俗の保持との関係、またホテル・旅館との役割分担等も考慮したものでございます。

具体的に政令としてこの期間を定めるということでございますけれども、3ポツ目でございますけれども、滞在期間につきましては、短期間に宿泊者が入れ替わっていくということで、公衆衛生上との関係で言いますと、滞在期間が長ければ定住性が強まってくるということで、公衆衛生上のリスクも減じられるということでございます。

また、こうした宿泊系の施設の立地につきましては、地域住民の方々が懸念をされる場合もあるわけでございますけれども、定住性が強まることによって受容しやすいといったことも考慮させていただいているです。

感染症対策ということで、これは前回も触れさせていただきましたけれども、新型インフルエンザ等の感染症対策ということで、これは1つ象徴的でございますけれども、※印のところに書いておりますけれども、やはりいろんな感染症がございまして、法令上も一定の手当てをしているわけでございまして、検疫法であったり、また新型インフルエンザ等対策特別措置法というような先般の新型インフルエンザの事案を踏まえまして政府を挙げて整備したところでございましたけれども、そういう停留措置ということで、接触をし

た方を留め置く措置でございますけれども、これも政府として240時間（10日間）経過を見るということも定められておりまして、こういった停留措置と短期宿泊のリスクというところで一定の線引きをするというところが、難しい議論があるわけでございますけれども、こうした感染症対策、また公衆衛生上の措置というところの期間をも踏まえまして10日間ということでございます。

また、滞在施設ということでございますが、通常短期宿泊ということで旅館業法のもとで規制されているホテル・旅館との役割分担も踏まえまして、かかる期間について10日ということで改めて御説明申し上げる次第でございます。

次の紙でございますが、前回も御示唆もいただいたところもございますけれども、私どももいたしまして前回御指摘いただきましたように、申請者にとって過大な負担にならないような申請手続をするような運用を進めるべく準備を進めているところでございまして、こうした機能が備わっていればいいというようなところで一定の滞在に適した施設の機能を確保していくということで考えている次第でございます。

前回緊急時対応が抜けているのではないかといった御指摘もございまして、そうしたところも入れさせていただいているところでございまして、そこも対応してまいりたいと考えております。

面積につきましても、前回25平米について、例えば場合によっては共用部分などとの関係でそれに足らない場合もあるのではないかというような御指摘も賜ったわけでございまして、そういう意味で「原則」と書いておりますけれども、どういうケースにどうするとか、そこら辺は細部を詰めておりますけれども、「原則」ということで書かせていただいているところでございます。

歴史的建造物のほうにつきましては省令事項になるわけでございますけれども、フロントに代わる代替措置ということで、テレビカメラを置く等の対応について規定を進めるべく準備を進めているところでございます。

前回御指摘いただいたところも含めまして、特に滞在期間のところを中心に今回資料を用意した次第でございまして、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員のほうから何か御質問はありますか。

○原委員 10日のところを文書でいただいたのでございますが、期間が長くなれば定住性が強まるということなのですけれども、仮に10日未満の滞在期間について、公衆衛生上のリスクというのが今の想定しているような施設系事業であれば具体的にどういうリスクがあって、一方で、ホテル・旅館であれば、そのリスクがどういう措置によって解消されるということになっていると理解したらいいですか。

○依田課長 ただいまの御指摘でございますけれども、いわゆる公衆衛生の関係で、やはり短期間のうちに宿泊者が入れ替わるということで、感染症というのは感染をして広がっ

ていくというリスクがあるわけでございまして、不特定多数の方が短期間で入れ替わっていくということでのリスクということを想定して、結構事細かな衛生規制の中での措置を求めているわけでございます。

一方、従来1カ月を超えるような、いわゆる賃貸住宅というのは住まいと自己責任で定住性もあるということで、この旅館業法の適用対象にしてこなかったわけでございますけれども、では1カ月から、いわゆる短期宿泊を主とする旅館業との線引きをどうするかという中で今回説明させていただいているわけでございます。旅館業法の場合につきましては、先ほど申しました、不特定多数の方が短期間で入れ替わるという非常にリスクが高いといったこともございます。そういうことで設備構造の面での措置、それから例えば営業者についての衛生措置というのも、清掃の義務、シーツの入れ替えであったり、まさにフロントを置いて宿泊されている方の状況も見て、入ってらっしゃる方の自己責任に委ねるのではなくて、施設側がそういう入ってらっしゃる方の衛生管理をするという発想に立っているわけでございまして、そういう日々の衛生措置についての義務が課されているということでございます。

善良の風俗といったところの宿泊系の施設、短期間で入れ替われるということについて、やはり地域住民の方の御懸念もあるということでございまして、そういうところの立地の観点からの規制も行われているというところでございます。

宿泊者名簿でございますけれども、これもちゃんと宿泊されている方をしっかりと管理をするということになっておりまして、当然名簿に記載をして、これは拒否をしたり虚偽の記載をした場合については附則で担保するということでございます。例えば公衆衛生上の問題が生じた場合については、宿泊者についてどういう方が泊まっていたということは確認していくということが、例えば先ほど申しましたインフルエンザの対策でも求められるということでございまして、そういう短期で替わられるという公衆衛生上のリスクということ、また善良の風俗の保持との兼ね合いとの話で、旅館・ホテルについては旅館業法で相応の制約のもとに事業が行われているということでございまして、今回やはりそこは滞在施設については外していくということで、そこの線引きをどうするかというところを見極めたところでございます。

○原委員 旅館業法の規制というのは、公衆衛生の観点なのですか。それとも、先ほどおっしゃられたような短期間でどんどん入れ替わられると周りの人たちが嫌がるとかということも含めた規制なのですか。

○依田課長 もともとは公衆衛生ということも重点があったと思いますけれども、やはり歴史的な中で善良な風俗の保持の観点というのは入っておりまして、そういう意味では公衆衛生を中心にしながら善良な風俗の保持ということも入っております。

先ほど申しました学校等の距離の関係、これは当初の立法の中では入っておりませんでしたけれども、やはりそういうことも加味すべきだということで、何年か忘れましたけれども、法改正が行われて入ってきたというような経緯をたどっております。

○原委員 周辺の住民の方の御理解を得られるかというのは、これは別にホテルであっても同じことで、立地されるときには当然御理解を得たほうがいいのではないかとかという問題が出てくるわけですね。そこは同じだと思ってよろしいわけですか。

○依田課長 ホテルというか、ですから、そこの旅館業法なり、ホテル・旅館にかかる規制というのは、今回、外国人滞在施設、いわゆる賃貸のものを一部なり滞在に使っていくということでございますので、そこはむしろ事業者の立場からすると、従来であれば宿泊させるということであれば、短期に宿泊させるということで、改めて旅館業法の許可を取らなければいけない。そうしたら、そういうところがなくて済むというようなところになってくるわけです。

○原委員 要するに立地についての規制というのは現行の旅館業法で、学校であるとか保育園とか、そういうものの近くにはあってはいけないというのがあって、だから、周りに反対している人がいたらとか、そういう規制は今のホテルについてもないわけですね。今回、通常の施設を使うに当たって、旅館と何が違うのかという議論をするに当たっては、その学校であるとか、児童福祉施設であるとかとの関係ということを考えたらよろしいわけですか。

○依田課長 いわゆる法律上で規定されているところの周辺施設については、先生が御指摘のような児童の関係の施設、社会福祉系の施設などの立地でございますけれども、これは現場の地方公共団体などで運用している中で、当然地域住民の方の御理解というのはいろいろな形で出ていくことがあるわけでございまして、いろんな行政の裁量の中で周辺住民との関係の話も、現場の実態としては相当気を使いながら運用をなされているというのが、まさに実態としてあるわけです。

○原委員 旅館業法の許可は、周辺住民が納得していないと許可されないとですか。

○依田課長 そういう意味では、納得だとか、同意だとか、そういうことではございません。いわゆる行政として、他法の関係を私どもは見ておりませんけれども、旅館業法という個別の法律のたてつけだけでいえば、同意だとかそういうことは義務づけているわけではありません。

○原委員 少なくとも今の旅館業法の法令上はそういう要件では出てこないので、通常であれば許可基準を客観的に明確にして許可されていると思うので、周りが反対されているからとかということは、少なくとも旅館業のほうの世界についてはないのだろうと思うのです。そうだとすると、先ほどの短期的に入れ替わる可能性があるので、より制約的にやらないといけないのですというのは、少なくとも滞在施設事業について持ち出されるのはおかしいのかなと思いました。

あと学校であるとか、児童福祉施設との近接性という観点でいうと、10日というのが本質的に大きな違いがありますか。要するに学校の近くにあると、何となくいかがわしいであるとかというのは、よりもっと短期的な滞在施設のことなのではないでしょうか。

○八田座長 ラブホテルのように、お客様が3時間おきに来るのはまずいと思うけれども、

2日以上滞在するのなら、児童福祉施設のそばにあってもいいのではないですか。

○依田課長 説明を補足させていただきますと、先ほど申し上げた定住性が強まっていくというところの兼ね合いのところにつきまして申し上げますと、特に地域の方でいいますと児童との関係でございまして、そういうところで清純な施設環境が確保できるかというところで学校施設を中心に御意見を聞くという形になっているわけでございまして、1つは定性的な議論で定住性がどうかといったところの議論と、それだけで申し上げているわけではありませんで、公衆衛生の観点からの一定の線引きを今のいろんな公衆衛生上の感染症対策だとか、それとの体系との絡みで申し上げますと、やはり10日というのは1つのメルクマールになっているということで申し上げているところでございます。当然いろんな議論もある中であるわけでございますけれども、そうした中で、いわゆる衛生的な規制なり、それと関連する感染症対策との整合性も考慮させていただきまして、今こういう新興感染症等につきましてのリスク、これは社会防衛上しっかりとやっていかなければいけないということでございまして、そういうものとの関係で、示させていただいているような、潜伏期間等も考慮した滞在期間を設定させていただいているということもございます。そういうこともあわせて考えてこのような形で設定させていただいているということでおざいます。

○原委員 公衆衛生のほうに関して伺いたいのは、今の旅館業、ホテル・旅館であれば、そのリスクが高いものであっても大丈夫なような規制がなされているというのは、具体的には何でありますか。先ほどお話の中で私が理解した範囲で言うと、シーツの取り替えとかということですか。

旅館・ホテルだったら安全ですけれども、通常のマンションでやるとリスクが解消しきれませんというのは、具体的にどういう規制が旅館業法だとかかっているからということになるのでしょうか。

○依田課長 先ほどのどういう営業者の方がやるかというのは例で申し上げたのでございますけれども、基本的な考え方といたしまして、いわゆる施設の衛生管理をしっかりと守っていく、確保していくということを営業者のほうに種々の責任を課している。この施設における衛生確保を営業者の義務として課しているというところでございまして、それは宿泊者の管理をまずしっかりとどういう方が入って、居室のほうを清掃したり交換をしたりそういうこともありますし、いろんな意味でこういう中での宿泊者の状況をしっかりと管理して、またそういうことを担保する上で名簿にも登載して、感染症が起った場合には追跡措置もしたりということで、そういうことを保健所等の行政機関とも連携しながらやっているというところでございます。

一方で、今回、国家戦略特区における外国人滞在施設事業については、いわゆる施設の営業者が衛生管理をすることではなくて、基本的には賃貸形式で居室に入っている滞在者の方に管理をしていただくということで、その基本的な施設の考え方方が大きく異なっておりますし、そういうもとで先ほど申しました旅館業法においては相当いろいろな

制約のもとに事業を行う一方、そういうものを外して、国家戦略特区の滞在施設については旅館業法の制約なしに事業を行えるといったような措置を講じているわけでございます。

○八田座長 しかし、鳥インフルエンザのお客が来たら、シーツを替えてもウィルスは残るのではないか。だから、マンションと違って旅館ではシーツを替えるから大丈夫だということにはならないと思うのです。もし旅館では、シーツ替え以上に鳥インフルエンザをちゃんと防止できるような処置を何か講じているのならば、それを教えていただきたいというのが先ほどの原委員の御質問のもともとの趣旨だと思います。

○依田課長 再度補足させていただきますと、そういう一般的な公衆衛生のリスクに応じた措置、より強い衛生措置の責務を課しているといったようなところが1つあるわけでございまして、一方の滞在施設については、入ってらっしゃる方の管理というのは、当然賃貸借契約をしているわけですから、それぞれの自己管理に委ねているわけでございます。一方で、施設は旅館・ホテルについては、営業者にそういう衛生措置をする責務を課しているというところがあります。そういう中で、まず、いわゆる一般的な公衆衛生の保持のリスクを減らすことができるという中でやっております。

鳥インフルエンザというのは、そういう感染した、また感染した疑いがある方が泊まるれるということで、なかなかそういう方が宿泊されること自身が防止できるというわけではないわけですけれども、そういう方が仮に宿泊された場合に、例えば旅館・ホテルについて、申しましたように、いろいろな衛生措置の責任もありますし、入ってらっしゃる方の管理監督の責任はあるわけでございまして、そういうところに気がつくような措置がなされている。当然フロントも置いてしっかり管理していくこともござりますし、それから宿泊者名簿に記載しているわけでございまして、そういう方の感染源の特定なり拡散の防止という措置も、これは罰則も含めて制度的にも担保されているというところは、今回の施設との違いという意味では言えるのではないかと思っております。

○八田座長 個人的な体験なのですけれども、私は前に岡山県のある町で、どのホテルにも空室がなくて、一室だけあいていたある安旅館に泊まったことがあります。そこでは、「ネクタイを締めている人をこの1年で初めて見た」と言われましたけれど、枕カバーが洗濯されてなくてべったり油がついているので、これは替えろと言ったことがあります。そういうところがちゃんと旅館法でもってやっているのです。

おそらく簡易旅館だって、似たようなところがあると思います。今や簡易旅館のお客の多くは外国人ですから、外国人客がくるくる替わっているわけです。それに対して、東京の大手の不動産屋がやっている外国人専用のサービスアパートなどは、もうぴっかぴかのきれいなところです。それが衛生上の観点から10日未満の滞在はできないというのはバランスを欠いています。10日ということを衛生の水準の代理変数にするのは無理があると思うのです。

○依田課長 そこも先ほどから御指摘いただいているところでございますけれども、滞在施設という位置づけでございまして、今回あくまでも先生の御指摘は、旅館業法でやって

らっしゃる施設も先生もよく御存じだと思いますし見ていただいていると思いますが、当然経営される方というのは、この枠組みの中でいろんな事業の方が入られるわけでございます。そういう中で、今回特区ということで第一歩を踏み出すに当たりまして、私どもも縷々御説明申し上げていますように、定住性ということでこれまで1カ月ということで、これは税法などでもそこに居住しているという意味でいえば1カ月というのは1つのメルクマールにしてきたわけでございますけれども、そういうものと短期を中心とする施設について旅館業法の規制があって、そこは1カ月ではなくて、もう少し短縮するという議論をこここの場でもしてまいったわけでございます。

その具体的な線引き、何日でやるかというところでございまして、そこは私どもの立場といたしまして、やはり公衆衛生上のリスク、これは社会防衛の観点もございまして、これまで旅館業法もでき、そういう中で我が国の衛生水準の確保というのはやっているわけでございますので、そういうリスクとの兼ね合い。またインフルエンザ対策ということで、これは万が一の場合でございますけれども、そういうことが実はいろんな御指摘がありますけれども、どこでいつ起きてもこの世界の非常に国際的な経済活動が活発になる中で、そういうリスクというのはあるということ、政府としても新型インフルエンザ等対策特別措置法もつくり、リスク管理に備えているわけでございます。そういうところとの整合性ということも考えていかなければいけないというところで、私どもとしては広い意味での公衆衛生、また感染症対策との整合性の上でも一定どこかで線引きといったところで言いますと、まず少なくとも現行の体系では10日当たりというのが合理的な根拠があると思っております。

ただ、これは特区でございまして、これもどんな方が実際に滞在施設、先生が見てらっしゃったようなところもあればいろんなところもあると思いますので、それはやっていく中で検証しながら改善していくということはあると思います。そういう中で今後の議論。これは立法の過程でもいろんな御議論もある中で御説明をしてきたわけでございますけれども、このスタートに当たりまして、どういうところで線を引くかというところでいいますと、今の私どもの議論の中ではどうかというのは、政府の全体の公衆衛生に係るインフルエンザ対策も含めた体系の中では合理的だとは思っている次第でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

原委員も私もちょっと納得できないところがあると思うのです。

○原委員 結局、旅館業法だと衛生管理がなされていると言うのですけれども、具体的に何なのかというところがわからないので、宿泊名簿とかの話もおっしゃるのですけれども、当然法体系が違うから別の制度になっていることは当然なのですけれども、これは賃貸借契約をしているので、誰が泊まっているのかは全部残るわけですね。それで、賃貸するときには一定の清潔な状態で貸しているのは当然なので、そこは本質的に何のルールがあるから違うのですということなのかが。

○八田座長 この根拠は、ほかの人が見ても弱いのではないかと思うのです。甚だ申し

上げにくいけれども、もうひと押し御検討いただきたいと私どもとしては思います。公衆衛生に必要な措置を講じるべきだというのはよくわかります。しかしその理由で、10日で切るというのはよくわからないです。

ということで、まことに何度も申しわけありませんけれども、是非御検討をお願いしたいと思います。

では、事務局、いいですか。

○藤原参事官 また事務局から御相談をします。どうもありがとうございました。